



2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2025年2月19日

上場会社名 株式会社サンウェルズ 上場取引所 東
コード番号 9229 URL https://sunwels.jp
代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 苗代 亮達
問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理本部長 (氏名) 上野 英一 TEL 076 (272) 8982
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 有
決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2025年3月期第3四半期の業績 (2024年4月1日～2024年12月31日)

(1) 経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年3月期第3四半期	20,293	40.6	1,733	12.9	1,158	1.1	△123	—
2024年3月期第3四半期	14,437	—	1,534	—	1,145	—	586	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2025年3月期第3四半期	△3.89	—
2024年3月期第3四半期	19.45	19.29

(参考) EBITDA (営業利益+減価償却費+株式報酬費用)

2025年3月期第3四半期 2,730百万円 (28.8%) 2024年3月期第3四半期 2,120百万円 (—%)

(注) 2024年3月期第3四半期の各数値については、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。なお、対前年同四半期増減率は記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2025年3月期第3四半期	40,446	9,416	23.2
2024年3月期	31,591	5,198	16.4

(参考) 自己資本 2025年3月期第3四半期 9,392百万円 2024年3月期 5,182百万円

(注) 2024年3月期については、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2024年3月期	—	6.00	—	8.00	14.00
2025年3月期	—	0.00	—	—	—
2025年3月期 (予想)	—	—	—	—	—

(注) 1. 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

2. 2025年3月期期末配当金額及び年間配当金合計額については未定です。

3. 2025年3月期の業績予想（2024年4月1日～2025年3月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	26,741	33.0	1,057	△52.8	335	△80.1	△645	—	△20.31

（参考）EBITDA 2025年3月期通期 2,463百万円（△19.2%）

（注）直前に公表されている業績予想からの修正の有無：無

対前期増減率は、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の前期数値と比較して記載しております。

※ 注記事項

（1）四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：有

（注）詳細は、添付資料6ページ「2. 四半期財務諸表及び主な注記（3）四半期財務諸表に関する注記事項（四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記）」をご覧ください。

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

（注）詳細は、添付資料6ページ「2. 四半期財務諸表及び主な注記（3）四半期財務諸表に関する注記事項（会計方針の変更に関する注記）」をご覧ください。

（3）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2025年3月期3Q	35,220,000株	2024年3月期	35,220,000株
② 期末自己株式数	2025年3月期3Q	2,787,472株	2024年3月期	4,974,648株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2025年3月期3Q	31,582,870株	2024年3月期3Q	30,127,530株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有（義務）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料3ページ「1. 経営成績等の概況（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当四半期の経営成績の概況	2
(2) 当四半期の財政状態の概況	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書	5
第3四半期累計期間	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(財務報告の枠組みに関する注記)	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)	6
(会計方針の変更に関する注記)	6
(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	6
(セグメント情報等の注記)	6
(収益認識関係)	7
(追加情報)	8

[期中レビュー報告書]

1. 経営成績等の概況

(1) 当四半期の経営成績の概況

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の高まりによって景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方、円安を背景とした物価上昇、エネルギー・原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年を目途に、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）への取り組みが進められております。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきました。さらに指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社は、パーキンソン病専門施設である「PDハウス」の全国展開を加速させてきました。パーキンソン病患者の方のニーズに応えるべく、2024年4月にPDハウス国立（東京都国立市）、2024年5月にPDハウス太平（北海道札幌市東区）及びPDハウス陣原（福岡県北九州市八幡西区）、2024年6月にPDハウス東大宮（埼玉県さいたま市見沼区）、2024年8月にPDハウス八千代中央（千葉県八千代市）、2024年9月にPDハウス南柏（千葉県柏市）及びPDハウス熱田（愛知県名古屋市中区熱田）、2024年10月にPDハウス新潟紫竹山（新潟県新潟市中央区）及びPDハウス西京極（京都府京都市右京区）、2024年11月にPDハウス神戸深江本町（兵庫県神戸市東灘区）、2024年12月にPDハウス初芝（大阪府堺市東区）を新規開設いたしました。既存施設を含めた各施設の稼働率はいずれも順調に推移しております。また、当第3四半期累計期間において、特別調査委員会の設置に係る諸費用等で、特別調査費用等470百万円及び特別調査費用引当金繰入額171百万円を特別損失として計上しております。

以上により、当第3四半期累計期間における売上高は20,293百万円（前年同期比40.6%増）、営業利益は1,733百万円（同12.9%増）、経常利益は1,158百万円（同1.1%増）、四半期純損失は123百万円（前年同期は四半期純利益586百万円）となりました。

(2) 当四半期の財政状態の概況

(資産)

当第3四半期会計期間末の資産合計は40,446百万円となり、前事業年度末から8,855百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等により建物が4,606百万円、現金及び預金が3,283百万円増加したことによるものです。

(負債)

当第3四半期会計期間末の負債合計は31,029百万円となり、前事業年度末から4,636百万円増加しました。これは主に、リース債務が1,619百万円、借入金の合計額が1,102百万円、診療報酬返還に伴う負債が1,189百万円増加したことによるものです。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産合計は9,416百万円となり、前事業年度末から4,218百万円増加しました。これは主に、公募による自己株式の処分等により資本剰余金が4,570百万円増加したことによるものです。

(参考) 主要な設備

当第3四半期累計期間において取得した主要な設備は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得形態	取得価額 (百万円)	リース料の総額 (百万円)
PDハウス八千代中央 (千葉県八千代市)	PDハウスの 建物	自社所有	818	—
PDハウス南柏 (千葉県柏市)	PDハウスの 建物	自社所有	809	—
PDハウス熱田 (愛知県名古屋市長久区)	PDハウスの 建物	自社所有	803	—
PDハウス新潟紫竹山 (新潟県新潟市中央区)	PDハウスの 建物	自社所有	741	—
PDハウス西京極 (京都府京都市右京区)	PDハウスの 建物	自社所有	791	—
PDハウス神戸深江本町 (兵庫県神戸市東灘区)	PDハウスの 建物	リース	897	2,174
PDハウス初芝 (大阪府堺市東区)	PDハウスの 建物	自社所有	725	—
PDハウス越谷 (埼玉県越谷市)	PDハウスの 建物	リース	900	2,195

(注) 「リース」は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の取得によるものであります。
なお、「リース」の場合の取得価額は、取得価額相当額を記載しております。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2025年3月期の業績予想につきましては、2025年2月12日に公表しました業績予想から変更はありません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,307	6,590
売掛金	3,987	4,941
棚卸資産	14	17
その他	196	295
貸倒引当金	△1	△0
流動資産合計	7,504	11,845
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,776	9,382
リース資産（純額）	13,077	14,492
その他（純額）	5,002	3,312
有形固定資産合計	22,856	27,187
無形固定資産	9	10
投資その他の資産		
その他	1,221	1,404
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	1,220	1,403
固定資産合計	24,086	28,600
資産合計	31,591	40,446
負債の部		
流動負債		
買掛金	118	167
1年内償還予定の社債	15	15
短期借入金	3,400	660
1年内返済予定の長期借入金	496	1,039
リース債務	250	270
未払法人税等	790	112
賞与引当金	795	571
特別調査費用引当金	-	171
その他	1,863	2,970
流動負債合計	7,729	5,978
固定負債		
社債	60	52
長期借入金	2,540	5,840
リース債務	13,344	14,943
退職給付引当金	175	225
診療報酬返還に伴う負債	2,017	3,207
資産除去債務	301	510
その他	222	271
固定負債合計	18,662	25,051
負債合計	26,392	31,029
純資産の部		
株主資本		
資本金	35	35
資本剰余金	4,062	8,633
利益剰余金	1,093	728
自己株式	△8	△5
株主資本合計	5,182	9,392
新株予約権	15	24
純資産合計	5,198	9,416
負債純資産合計	31,591	40,446

(2) 四半期損益計算書
(第3四半期累計期間)

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2024年4月1日 至2024年12月31日)
売上高	14,437	20,293
売上原価	10,754	15,754
売上総利益	3,683	4,538
販売費及び一般管理費	2,148	2,805
営業利益	1,534	1,733
営業外収益		
受取利息	0	0
補助金収入	53	34
その他	29	26
営業外収益合計	82	61
営業外費用		
支払利息	457	596
その他	13	40
営業外費用合計	471	636
経常利益	1,145	1,158
特別損失		
固定資産除却損	0	2
特別調査費用等	-	470
特別調査費用引当金繰入額	-	171
特別損失合計	0	644
税引前四半期純利益	1,145	514
法人税等	559	637
四半期純利益	586	△123

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(財務報告の枠組みに関する注記)

四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成しております。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更にあたり、2024年7月17日を払込期日とする公募による自己株式の処分2,000,000株を行い、当第3四半期累計期間において資本剰余金が4,556百万円増加しております。

この結果、当第3四半期会計期間末において、資本剰余金が8,633百万円となっております。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

当社における資産に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行ってまいりましたが、第1四半期会計期間より個々の固定資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。

この変更は、事業所の新規開設を加速させたことにより、これまで主流であったリースによる取得に加えて自社建築による取得の件数が増加したことから、控除対象外消費税等を個々の固定資産の耐用年数にわたって費用配分することで、経済的実態を四半期財務諸表及び財務諸表に適切に反映させるという観点から行ったものです。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前事業年度については、遡及適用後の四半期財務諸表及び財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、有形固定資産が408百万円増加、投資その他の資産が335百万円減少しております。前第3四半期累計期間の四半期損益計算書は、売上原価が12百万円増加、販売費及び一般管理費が29百万円減少したことにより、営業利益、経常利益、税引前四半期純利益はそれぞれ16百万円増加しております。

また、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、貸借対照表の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は、72百万円増加しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2024年4月1日 至2024年12月31日)
減価償却費	574百万円	986百万円

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第3四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	
北海道	1,441	—	—	—	—	—	1,441
関東	4,527	—	—	—	—	—	4,527
中部・北陸	2,345	1,397	124	323	74	24	4,289
関西	2,545	—	—	—	—	—	2,545
九州	1,350	—	—	—	—	—	1,350
顧客との契約から生じる収益	12,210	1,397	124	323	74	24	14,154
その他の収益	—	—	—	—	283	—	283
外部顧客への売上高	12,210	1,397	124	323	357	24	14,437

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	
北海道	1,829	—	—	—	—	—	1,829
関東	7,507	—	—	—	—	—	7,507
中部・北陸	3,129	1,536	127	359	70	24	5,248
関西	3,264	—	—	—	—	—	3,264
九州	2,135	—	—	—	—	—	2,135
顧客との契約から生じる収益	17,866	1,536	127	359	70	24	19,985
その他の収益	—	—	—	—	308	—	308
外部顧客への売上高	17,866	1,536	127	359	378	24	20,293

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

（追加情報）

（診療報酬返還に伴う負債）

外部報道機関の報道を契機として、訪問看護事業において全社的に過剰な診療報酬請求が行われた疑義が判明したため、2024年9月20日に独立した外部の弁護士を含む特別調査委員会を設置して調査を進め、2025年2月7日に特別調査委員会から調査報告書を受領しました。特別調査委員会の調査の結果、訪問看護事業において診療報酬の請求が過大に行われた事実が判明しました。当該診療報酬に係る過大の請求等に対して、保険者等に対する金員の返戻額を計上しております。また、当第3四半期会計期間において再発防止策は未導入のため、当第3四半期会計期間に帰属する短時間訪問及び同行者不在訪問に係る診療報酬額の返戻額を追加で計上しております。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月19日

株式会社サンウェルズ
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 智己

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社サンウェルズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の第3四半期会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2. XBRL データ及びHTML データは期中レビューの対象には含まれていません。